



府公第 188 号 - 1
平成 27 年 9 月 24 日

公文書管理委員会
委員長 宇賀 克也 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

写

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙に掲げる行政文書管理規則の一部改正案について、諮問します。

行政文書管理規則の改正等について

大臣官房公文書管理課

1 改正等の趣旨

平成27年10月1日に、文部科学省にスポーツ庁が、防衛省に防衛装備庁が新設されるとともに、農林水産省において組織再編が行われることに伴い、各行政機関の行政文書管理規則を改正等するもの。

2 改正等の内容

(1) 文部科学省行政文書管理規則

スポーツ庁の新設に伴い、同庁を規則の対象範囲に追加する等するもの。

(2) 農林水産省行政文書管理規則

経済連携交渉等を担当する政策統括官の設置等の組織再編の一環として、文書管理事務及び監査事務の所掌部署が変更されることに伴い、副総括文書管理者及び監査責任者の変更等を行うもの。

(3) 防衛省行政文書管理規則及び防衛装備庁行政文書管理規則

防衛装備庁の新設に伴い、防衛省行政文書管理規則から同庁に係る規定を削除するとともに、同庁の文書管理規則を制定するもの。

なお、同庁の規則は、防衛省の規則を基にしており、おおむね同じ内容となっている。

[参考 ガイドラインとの主な相違点]

本庁の総括文書管理者等に加え、施設等機関に主任文書管理者等を置く。

3 今後のスケジュール

施行：平成27年10月1日

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条、第二条）</p> <p>第二章 管理体制（第三条 - 第九条）</p> <p>第三章 作成（第十条 - 第十二条）</p> <p>第四章 整理（第十三条 - 第十五条）</p> <p>第五章 保存（第十六条 - 第十八条）</p> <p>第六章 行政文書ファイル管理簿（第十九条、第二十条）</p> <p>第七章 移管、廃棄又は保存期間の延長（第二十一条 - 第二十三条）</p> <p>第八章 点検・監査及び管理状況の報告等（第二十四条 - 第二十六条）</p> <p>第九章 研修（第二十七条、第二十八条）</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第二十九条、第三十条）</p> <p>第十一章 補則（第三十一条、第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき、文部科学省（<u>スポーツ庁及び文化庁を含む。</u>以下同じ。）における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>第二章～第九章 （略）</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条、第二条）</p> <p>第二章 管理体制（第三条 - 第九条）</p> <p>第三章 作成（第十条 - 第十二条）</p> <p>第四章 整理（第十三条 - 第十五条）</p> <p>第五章 保存（第十六条 - 第十八条）</p> <p>第六章 行政文書ファイル管理簿（第十九条、第二十条）</p> <p>第七章 移管、廃棄又は保存期間の延長（第二十一条 - 第二十三条）</p> <p>第八章 点検・監査及び管理状況の報告等（第二十四条 - 第二十六条）</p> <p>第九章 研修（第二十七条、第二十八条）</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理（第二十九条、第三十条）</p> <p>第十一章 補則（第三十一条、第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づき、文部科学省（文化庁を含む。以下同じ。）における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 （略）</p> <p>第二章～第九章 （略）</p> <p>第十章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</p>

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第二十九条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成二十六年十月十四日閣議決定)及び同令第十二条第一項の規定に基づき定められた文部科学省における特定秘密の保護に関する規程に基づき管理するものとする。

(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)

第三十条 (略)

2 秘密文書の指定は、次の各号に掲げる秘密文書の種類の区分に応じ、当該各号に定める者(以下「指定者」という。)が期間(極秘文書については五年を超えない範囲内とする。次項において同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

一 極秘文書 官房長、局長、国際統括官、文教施設企画部長、私学部長、スポーツ庁次長、文化庁長官官房審議官、文化部長、文化財部長又は施設等機関等の長

二 (略)

3～10 (略)

第十一章 (略)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十七年十月一日から実施する。

(経過措置)

2 日本学士院及び日本芸術院に対する第十九条第一項の規定の適用については、これらの機関において文書管理システムが導入されるまで

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第二十九条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百三十六号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成二十六年十月十四日閣議決定)及び同令第十二条第一項の規定に基づき定められた文部科学省特定秘密保護規程(平成二十六年十二月十日文部科学大臣決定・文化庁長官決定)に基づき管理するものとする。

(特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書の管理)

第三十条 (略)

2 秘密文書の指定は、次の各号に掲げる秘密文書の種類の区分に応じ、当該各号に定める者(以下「指定者」という。)が期間(極秘文書については五年を超えない範囲内とする。次項において同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

一 極秘文書 官房長、局長、国際統括官、文教施設企画部長、私学部長、文化庁長官官房審議官、文化部長、文化財部長又は施設等機関等の長

二 (略)

3～10 (略)

第十一章 (略)

附 則

第一条 この訓令は、平成二十三年四月一日から実施する。ただし、文書管理システムが導入されるまでの間、第十九条第一項中「文書管理システム」とあるのは、「文書管理システム並びに日本学士院及び日本芸術院における行政文書ファイル等の管理を適切に行うための情報システム」とする。

の間は、同項中「文書管理システム」とあるのは、「行政文書ファイル等の管理を適切に行うための情報システム」とする。

(文部科学省本省内部部局文書決裁規則等の一部改正)

3 次に掲げる訓令の規定中「文部科学省行政文書管理規則（平成二十三年文部科学省・文化庁訓令第一号）」を「文部科学省行政文書管理規則（平成二十七年文部科学省訓令第 号）」に改める。

一 文部科学省本省内部部局文書決裁規則（平成十三年文部科学省訓令第一号）第二条第二項

二 文部科学省本省公印規則（平成十三年文部科学省訓令第二号）第九条第二項

三 文部科学省文書取扱規則（平成二十三年文部科学省・文化庁訓令第二号）第四条第二号

第二条 文部科学省文書処理規則（平成十三年一月六日文部科学省・文化庁訓令第一号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十五年七月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十六年七月一日から実施する。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から実施する。

農林水産省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(副総括文書管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 副総括文書管理者は、<u>大臣官房広報評価課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 監査責任者は、<u>大臣官房検査・監察部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(秘密文書の管理)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の指定は、総括文書管理者又は官房長、本省の局長、<u>政策統括官</u>、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官若しくはこれらに準ずる者が、期間(極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。次項において同じ。)を定めて行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>3～11 (略)</p>	<p>(副総括文書管理者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 副総括文書管理者は、<u>大臣官房文書課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第7条 農林水産省に監査責任者1名を置く。</p> <p>2 監査責任者は、<u>大臣官房評価改善課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(秘密文書の管理)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の指定は、総括文書管理者又は官房長、本省の局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官若しくはこれらに準ずる者が、期間(極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。次項において同じ。)を定めて行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。</p> <p>3～11 (略)</p>

防衛省行政文書管理規則 新旧対照表

(下線部分は今回改正部分)

改 正 案	現 行																																																
防衛省行政文書管理規則	防衛省行政文書管理規則																																																
<p>(趣旨) 第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法規 律(以下「法」といふ。)第10条第1項の規 定に基づき、防衛省(防衛装束の管理に 関する)の行政文書の管理について必要 な事項を定めるものとする。</p> <p>(機関等主任文書管理者) 第4条 (略) 2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 等</th> <th style="text-align: center;">機 関 等 主 任 文 書 管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考：(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(機関等副主任文書管理者) 第6条 (略) 2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 等</th> <th style="text-align: center;">機 関 等 副 主 任 文 書 管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考：(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 等	機 関 等 主 任 文 書 管 理 者	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	備考：(略)		機 関 等	機 関 等 副 主 任 文 書 管 理 者	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	備考：(略)		<p>(趣旨) 第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法規 律(以下「法」といふ。)第10条第1項の規 定に基づき、防衛省(防衛装束の管理に 関する)の行政文書の管理について必要 な事項を定めるものとする。</p> <p>(機関等主任文書管理者) 第4条 (略) 2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 等</th> <th style="text-align: center;">機 関 等 主 任 文 書 管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>技術研究本部</u></td> <td style="text-align: center;"><u>技術研究本部長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>装備施設本部</u></td> <td style="text-align: center;"><u>装備施設本部長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考：(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(機関等副主任文書管理者) 第6条 (略) 2 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機 関 等</th> <th style="text-align: center;">機 関 等 副 主 任 文 書 管 理 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>技術研究本部</u></td> <td style="text-align: center;"><u>技術研究本部総務部長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>装備施設本部</u></td> <td style="text-align: center;"><u>装備施設本部長の指定する 副本部長</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考：(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 等	機 関 等 主 任 文 書 管 理 者	(略)	(略)	<u>技術研究本部</u>	<u>技術研究本部長</u>	<u>装備施設本部</u>	<u>装備施設本部長</u>	(略)	(略)	備考：(略)		機 関 等	機 関 等 副 主 任 文 書 管 理 者	(略)	(略)	<u>技術研究本部</u>	<u>技術研究本部総務部長</u>	<u>装備施設本部</u>	<u>装備施設本部長の指定する 副本部長</u>	(略)	(略)	備考：(略)	
機 関 等	機 関 等 主 任 文 書 管 理 者																																																
(略)	(略)																																																
(削る)	(削る)																																																
(削る)	(削る)																																																
(略)	(略)																																																
備考：(略)																																																	
機 関 等	機 関 等 副 主 任 文 書 管 理 者																																																
(略)	(略)																																																
(削る)	(削る)																																																
(削る)	(削る)																																																
(略)	(略)																																																
備考：(略)																																																	
機 関 等	機 関 等 主 任 文 書 管 理 者																																																
(略)	(略)																																																
<u>技術研究本部</u>	<u>技術研究本部長</u>																																																
<u>装備施設本部</u>	<u>装備施設本部長</u>																																																
(略)	(略)																																																
備考：(略)																																																	
機 関 等	機 関 等 副 主 任 文 書 管 理 者																																																
(略)	(略)																																																
<u>技術研究本部</u>	<u>技術研究本部総務部長</u>																																																
<u>装備施設本部</u>	<u>装備施設本部長の指定する 副本部長</u>																																																
(略)	(略)																																																
備考：(略)																																																	

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(削る)

別表第1 (第16条関係)
防衛省行政文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政の文書類(施行表当項)	保存期間	具体例
(略)				
14告示、及訓令の又廃その経	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2) 訓令及び通達立案の他の重要な経緯(1の項から3の項までの除	(略)	10年	(略)
	イ 制定改めた決裁の文書(10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓令案・通達案 ・ 大臣が発する行動命令以外の大案 ・ 防衛省行政文書管理規則案 ・ 防衛省本省の部局等において使用する公印に関する訓令案 		

附 則

(施行期日)
第1条 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)
第2条 第20条第1項の規定による行政文書ファイル管理簿の調製については、文書管理システムが導入されるまでの間は、同項の規定にかかわらず、電磁的記録(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。)をもって行うものとする。

別表第1 (第16条関係)
防衛省行政文書保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政の文書類(施行表当項)	保存期間	具体例
(略)				
14告示、及訓令の又廃その経	(略)	(略)	(略)	(略)
	(2) 訓令及び通達立案の他の重要な経緯(1の項から3の項までの除	(略)	10年	(略)
	イ 制定改めた決裁の文書(10)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓令案・通達案 ・ 大臣が発する行動命令以外の大案 ・ 防衛省行政文書管理規則案 ・ 防衛省の部局において使用する公印に関する訓令案 		

)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				

)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				